

申請期間

4/1(水)～4/17(金)

市民活動を支援します!



地域活性化や地域課題の解決につながる
市民活動を支援します

令和8年度◎市民活動支援事業

対象となる市民活動は

- 構成員が5人以上 構成員の過半数が市民

などの条件があります

補助
限度額

1団体 10～20 万円
予算の範囲内

詳しくは、市ホームページをご覧ください!

<https://www.city.uenohara.yamanashi.jp/site/shiminkatsudo/1011825.html>

問い合わせ

〒409-0192 上野原市上野原 3832

上野原市役所 政策秘書課 政策担当 (電話: 0554-62-3191)



上野原市を
もっといい
まちにしたい!

上野原市 市民活動支援事業

そんな思いを胸に、地域の課題解決や
地域の活性化につながる**市民活動**を支援します。

1 補助対象団体

- 1 公益的な活動を行っている、または、行おうとしている団体
- 2 市内に主な活動場所を有し、構成員が5人以上(構成員の過半数が市民)であること
- 3 政治活動、宗教活動および営利活動を目的としないこと

2 補助対象事業(主なもの)

- 1 特定非営利活動のうち、地域活性化につながる事業
- 2 市内で団体が自主的に行う活動であることなど

3 対象外事業

- 1 特定の個人や団体だけの利益や営利を目的とした事業
- 2 地域の祭りや特定の個人、団体だけの交流行事など
- 3 暴力団と関係するものや公序良俗に反するものなど

4 補助限度額

1団体 10~20万円 (予算の範囲内)

(申請回数によって、補助限度額が異なります。)

次の①または②のいずれか低い額

- ① 補助対象経費の8割の額
- ② 事業費総額から事業で生じる収入を差し引いた額

5 申請期間

4月1日(水)~4月17日(金)

※申請者多数の場合、事業内容のヒアリングを実施し、交付事業や補助金額を決定します。

6 申請方法

申請書などの必要書類を、持参または郵送により提出してください。

※申請書一式は、市ホームページからダウンロードできます。

※申請前に、必ず事前相談を受けてください。



詳しくは、市ホームページをご覧ください!

<https://www.city.uenohara.yamanashi.jp/site/shiminkatsudo/1011825.html>

問い合わせ

〒409-0192 上野原市上野原3832

上野原市役所 政策秘書課 政策担当

電話: 0554-62-3191

